

第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（素案）へのご意見を募集します

岡山県では、令和3年3月に策定した「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、各種取組を進めているところですが、今年度で期間が終了するため、「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定することとし、その素案を次のとおり作成しました。

つきましては、この取組指針（素案）に対して県民の皆様から幅広くご意見を募集します。多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

1 取組指針（素案）の公開の方法

県くらし安全安心課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、同課（県庁9階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口及びきらめきプラザに備え付けてありますので、職員までお気軽にお声がけください。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せ下さい。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

(1) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班あて

(2) ファクシミリ

FAX: 086-225-9151 （裏面、FAX用紙をご利用ください。）
岡山県県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班あて

(3) 電子メール

anzenanshin@pref.okayama.lg.jp



(4) インターネット

くらし安全安心課ホームページの入力フォームをご利用ください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/1012673.html>

3 募集期間 令和8年1月15日～令和8年2月16日

4 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、取組指針（素案）を修正した場合のその内容などを今回の取組指針（素案）の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

岡山県 くらし安全安心課 あて

FAX: 086-225-9151

「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（素案）」に対する意見提案用紙

【関係項目名】（取組指針（素案）の該当ページ及び箇所を明記してください。）

【ご意見・ご提案 記入欄】

ご住所 (住所は市町村名のみで結構です。)	電話番号
お名前	年齢 歳

※お名前、電話番号、ご住所（市町村名を除く）、年齢は公表いたしません。

※ご記入された個人情報は、「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（素案）」に対する意見募集の目的以外には使用しません。